

（通則）

第1条 この要綱は、障害者の相互理解を深める機会の創出を目的に、ふれあい運動会実行委員会（以下「実行委員会」という。）が行う八王子市心身障害者ふれあい運動会（以下「運動会」という。）において、八王子市がその経費の一部を負担することについて、八王子市補助金等の交付の手続等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号。以下「市規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象団体）

第2条 負担金の交付対象となる団体は、実行委員会とする。ただし、団体の代表者又は構成員に、暴力団員等（八王子市暴力団排除条例（平成23年八王子市条例第23号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）の該当者がいないこと。

（交付対象事業）

第3条 負担金の交付対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、実行委員会が行う運動会とする。

2 この負担金は、運動会開催に係る次の事業経費に対して交付する。

- (1) 参加賞等購入費
- (2) 消耗品費
- (3) 通信運搬費
- (4) 委託料
- (5) 保険料
- (6) 役務費
- (7) 印刷費
- (8) その他市長が必要と認める経費

（交付額等）

第4条 この負担金は、前条第2項に規定する事業経費に対し、当該年度の予算の範囲内において交付する。

2 この負担金の交付額は、基準額2,000,000円と、交付申請額のうち市長が認めた額とを比較して、少ない方の額とする。

3 負担金の交付は、概算払いにより、全額一括で支払うものとする。

（交付申請）

第5条 実行委員会は、交付対象事業を実施しようとする場合は、負担金交付申請書（第1号様式）及び事業経費内訳書（第1号様式に基づく別紙）に次の各号に掲げる書類を添えて、事業実施の30日前までに市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 予算書
- (3) 収支計画書
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第6条 市規則第7条に規定する補助金等の交付の決定の通知は、負担金交付決定通知書（第2号様式）による。

（交付決定内容の変更等）

第7条 交付対象事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更をする場合は、市長の承認を受けなければならない（軽微なものを除く）。

2 交付対象事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。

3 交付対象事業が予定の期間内に完了しない場合、又は交付対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(負担金の請求)

第8条 第6条により交付の決定を受けた団体は、第3号様式による請求書により市長に請求するものとする。

(実績報告)

第9条 市規則第12条に規定する実績報告は、負担金実績報告書(第4号様式。以下「実績報告書」という。)及び事業経費決算内訳書(第4号様式に基づく別紙)に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 決算書
- (3) 第3条第2項に規定する事業経費として支出した金額の分かる書類(領収書等の写し)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付確定)

第10条 市規則第13条に規定する補助金等の額の確定の通知は、負担金交付確定通知書(第5号様式)による。

- 2 第7条第1項の規定に基づき実績報告を受けた場合、これを審査し又は必要に応じて現地調査等を行い、交付事業等の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、実行委員会に対し是正のための措置を命ずるものとする。
- 3 第1項の規定により負担金の額の確定を受けた団体は、その確定額に基づき速やかに負担金の精算をしなければならない。

(交付金の取消)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当した場合は、交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付を受けたとき。
 - (2) 交付金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 交付決定の内容及び通知に付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。
 - (4) 前各号のほか、規則及び他の法令に違反したとき。
- 2 前項により交付決定を取消した場合において、当該取消に係る部分に関し、すでに交付金等を受領しているときは、市長の指示するところにより取消された交付金等の額を返還しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、負担金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。